



謹んで新春を お慶び申し上げます



2019 年

目次

年頭のご挨拶 丹澤忠義会長	2
同 警察庁 太刀川交通企画課長	3
同 国土交通省 金指旅客課長	4
国土交通省からの通達等	5
利用者保護対策の進捗	5
都道府県の動き	6
トピックス	6
支部活動報告	7

会長挨拶

公益社団法人全国運転代行協会

会長 丹澤 忠義



平成31年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

本年は今上陛下におかれては御即位30年をお迎えになられ、そして5月に譲位され皇太子殿下が第126代天皇の御位にお即きになられ、平成から新元号へと変わる年です。

そして、今後2年間にわたって、全国民が奉祝し感謝申し上げる儀式行事が執り行われます。その奉祝行事を推進する、政府・各党・各界の代表からなる委員役員のひとりに、公益社団法人全国運転代行協会会長として委嘱されるという栄誉をいただきました。

このことは、「運転代行業界は飲酒運転根絶の受け皿として交通安全に寄与するという重要な社会的使命を担っている」ということを認められ、新しい時代においても期待されていることの表れです。私たちは、これからもこの社会的責任を果たし、代行利用者と地域社会から信頼され続けることで、「運転代行業は安全で安心な交通サービスである」という位置づけを、しっかりと確立しなくてはなりません。

昨年末に、国土交通省から「『平成29年の地方からの提案等に関する対応方針』を受けた自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に関する措置について（技術的助言）」という通達があり、各都道府県自動車運転代行業担当部局長及び運転代行業者宛てに発出されました。この通達により、地域の実情に応じた最低利用料金が都道府県の条例によって定められることが明確になり、事業者の声と行動によって地元行政を動かすことで、条例制定が可能となりました。

当協会には、「適正料金を設定することが早急に必要であるにも関わらず、打開策を見い出せずに困窮している」という事業者の声が、各地から寄せられています。今こそ、運転代行業界は業者相互の共存共栄に舵を切り、一致団結して、善良な事業者が発展できる業界環境を整えなくてははいけません。「都道府県条例による最低利用料金の設定」という、業界健全化に向けた千載一遇の好機を生かすために、会員の皆様におかれては、各支部が中心となって地元の運転代行協議会等と将来を見据えた活発な意見交換を行い、そして地元行政との連携を図り、最低利用料金設定に向けた歩を着実に進めていくことが肝要です。都道府県各支部長と会員の皆様には、運転代行業界の健全化とさらなる発展のためにご尽力いただきたく、切にお願い申し上げます。

終わりに、会員各位のさらなる事業発展と皆様の御健勝を、心から祈念し、新年の挨拶といたします。

年頭のご挨拶

警察庁交通局

交通企画課長 太刀川 浩一



謹んで新年の挨拶を申し上げます。

公益社団法人全国運転代行協会の会員の皆様には、日頃より交通警察行政の各般にわたりまして、格別の御理解と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴協会におかれましては、飲酒運転根絶の受け皿として、自動車運転代行サービスの向上と普及促進を図るとともに、自動車運転代行業の健全な発展に寄与されてきたところであり、会員の皆様の御努力に深く敬意と感謝の意を表する次第であります。

さて、昨年の交通事故による死者数は、暫定値ではありますが、3,532人で、警察庁が保有する昭和23年以降の統計で最少となった前年を更に下回りました。

しかしながら、今なお多くの尊い命が交通事故で失われていることには変わりなく、飲酒運転等の悪質・危険な運転による重大な交通事故も依然として後を絶たない状況にあります。

警察といたしましては、第10次交通安全基本計画に基づき、政府が目標とする「世界一安全な道路交通の実現」に向け、各種取組を強化して、交通事故死者数の更なる減少を目指してまいります。

皆様におかれましては、飲酒運転防止に寄与する自動車運転代行サービスに関し、より一層業務の適正化及び利用者の利便性・安心感の向上を図るための施策を積極的に推進していただき、自動車運転代行業の健全な発展を通じて、引き続き、安全で快適な交通社会の実現に向け御尽力いただきますとともに、交通警察行政への変わらぬ御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴協会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝・御多幸を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

年頭のご挨拶

国土交通省自動車局

旅客課長 金指 和彦



新年あけましておめでとうございます。

平成31年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、利用者が安心して利用できる安全な運転代行業界の構築にご尽力頂いており、心から敬意を表する次第です。

改めて申し上げるまでもなく、運転代行業の果たす役割は、飲酒運転撲滅であり、大変重要であると認識しております。

昨年は、地方分権に係る提案募集において提案されました、自動車運転代行業の損害賠償責任保険の保険料の支払い状況に係る定期的な報告の義務化と最低利用料金を都道府県条例で制定することが可能であることを、都道府県及び自動車運転代行事業者の皆様へ通知させていただきました。

また、業界団体の自主的な取組として、法令違反事業者等の通報制度について、これまでに実証実験を2回実施されているところですが、いよいよ全国での制度実施に向けて調整を進められていると伺っており、自動車運転代行業の適正化が図られるものと期待しておりますし、国土交通省としても関係機関と連携して法令違反撲滅に努めて参ります。

自動車運転代行業界が、健全な発展と社会的地位の向上を進める上では、貴協会において引き続き大きな役割を果たしていただくことが必要不可欠であり、貴協会のさらなる組織の強化と活性化に向けた今後の活動に大いに期待しているところです。

国土交通省におきましても、引き続き貴協会と協力しつつ、都道府県や警察などの関係省庁とも十分連携を取りながら、業界の適正化及び利用者の利便の向上に取り組んで参ります。

最後になりましたが、自動車運転代行業に携わる貴協会及び会員の皆様にとって、益々のご発展の年となるよう祈念いたしまして、私の年頭の挨拶とさせていただきます。

国土交通省からの通達等

「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」を受けた自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に関する措置について（技術的助言）

- 1 自動車運転代行業に係る損害賠償責任保険の保険料の支払状況に係る定期的な報告の義務化について
 - ・ 都道府県知事は法第 21 条第 2 項に基づき、条例で定めることにより、自動車運転代行業に係る損害賠償責任保険の保険料の支払状況に係る定期的な報告の義務を課することが可能である。
- 2 自動車運転代行業に係る地域の実情に応じた最低利用料金の設定について
 - ・ 法において、最低利用料金に係る規定は設けられていないが、交通の安全及び利用者の保護の観点から地域の実情に応じて最低利用料金を設定することについては、同法の主旨に反するものではないことから、都道府県において条例で最低利用料金を規定することは可能である。

ただし、最低利用料金を設定することは、自動車運転代行業者に経済的規制を課することになるため、次を留意する必要がある。

- ① 交通の安全及び利用者の保護の観点から最低利用料金を設定する必要性について、その根拠となる地域の実情を正確に把握した上で検討すること
（安全性に係るデータ、利用者意向調査等）
- ② 社会保険、労働賃金規制等を含む各法令を遵守した上で、都道府県ごとに自動車運転代行業を営む際に最低限必要となるコストを勘案すること
- ③ 定められた最低利用料金が、利用者保護の観点から不当に高額なものとならないこと
- ④ 自動車運転代行業者の自由競争を阻害しないよう配慮すること

なお、条例によって最低利用料金を設定する場合であっても、事業者が共同して又事業者団体が、当該最低利用料金を各社の料金として設定することを決定した場合には、独占禁止法に違反するおそれがある点も留意する必要がある。

※ 国土交通省から、既に事業者の皆様へ通知文書が送付されていると伺っておりますのでご確認ください。

利用者保護対策の進捗 （平成 28 年 3 月 22 日発出）

- 1 料金制度に関するガイドラインの策定……………国自旅第 389 号（28.4.1）
- 2 料金メーターの規格化……………検討中
- 3 随伴用自動車に係る損害賠償措置の義務化……………告示（28.4.15）改正
- 4 損害賠償責任共済契約失効者に対する指示の発動……………国自旅第 391 号（29.3.27）
- 5 随伴用自動車の表示の厳格化……………国自旅第 3 号（28.4.15）
- 6 立入検査・報告内容の充実……………国自旅第 393 号（29.3.27）
- 7 立入検査の強化……………国自旅第 392 号（29.3.27）
- 8 役務提供の条件説明用書面の標準化……………HP 等で 29.1 月配信
- 9 運転代行業務従事者に対する指導・教育マニュアルの作成……………29.4 月発行
- 10 街頭パトロール等の強化……………業界において対応中

【業界団体が現在取組んでいる項目】

- 11 業界団体から国土交通省への法令違反業者等に関する通報制度の確立
 - 12 業界団体によるその構成員である個別の運転代行業者等に対する業務点検の実施
 - 13 業界団体による新規参入業者等を対象とした自主的な定期指導講習の実施
- ※ 通達文書が発出された項目については、その履行状況が期待されている。

都道府県の動き

1 指導講習及び立入検査状況

- (1) 秋田県（7月）：秋田県は、県内全事業者を対象に「法令順守状況に係る自主点検表」の提出を求め、法令違反が認められなかった事業者に対し、集団指導を行いました。違反等が疑われる事業者に対しては個別に指導を行うとして、3年間で全事業者への立入検査等を実施するとしている。
- (2) 佐賀県（通年）立入検査
佐賀県は、計画に従い順次立入検査を行い、指導及び指示をした事業者に対し期限を設け改善状況を確認し適正化の推進を行っている。その際、当協会が発行している「法令順守マニュアル」を必携とし、事業者の質問や疑問に対し、法令順守マニュアルに掲載の写真による説明及び根拠を示すことで事業者の理解を得ている。

2 街頭指導等

- (1) 福島県（9月）：A B間輸送を含むタクシー類似行為、利用者に料金の事前説明を行っていないなどの違法行為が県内に横行していることを受け、福島県が中心となり県職員、警察官、運輸支局職員を含めての街頭指導が行われた。
- (2) 高知県（9月）：未だにマグネット表示が行われているとの通報から、県と県警が表示や随伴用自動車の損害賠償措置等を主に指導し、運転手だけでなく事業主にも改善を求めた。
- (3) 福井県（10月）：飲酒検問で運転代行事業者に対する表示その他の指導
- (4) 福島県（12月）：タクシー類似行為に関する情報が県に多く寄せられていることから、第2弾として9月に引き続き、繁華街で客待ちしている業者にタクシー類似行為の違法性を訴えるほか、利用者とのトラブルが起きないように料金の事前説明について確認を行った。

3 都道府県の運転代行に関する状況

- (1) 福岡県（8月）：運転代行運転手が飲酒運転容疑で逮捕
- (2) 愛知県（10月）：公安委員会の認定を受けずに営業を続けていたとして逮捕
- (3) 福井県（11月）：居酒屋経営者が、道交法の酒類提供違反容疑で逮捕 罰金、運転免許取り消し処分が下った。

TOPICS

最低利用料金設定実現へ、料金メーター装着を推進

国土交通省から昨年末、最低利用料金について「都道府県において条例で規定することが可能である」との通達が発出されたことにより、料金に対する信頼は正しい営業距離により算定されたものでなければなりません。また、随伴用自動車のトリップメーターによる、運行距離の誤差などによる苦情も最近増えています。

協会では一昨年よりタクシーメーター製造の三和メーター(株)と共同で、運転代行専用メーターを開発し、業界の健全化・利用者保護を推進してきました。これまでに約30社150台の車両で運用されており、メーターを装着した事業者からは「料金が明瞭になったことにより、従業員によるダンピング防止につながっている」「お客からの値引きの強要に対し、できなくなったことで、売上もアップしドライバーも喜んでいる」「領収書に走行距離も印字され、料金の正確さでお客様とのトラブルが減った」「一日の営業集計も印刷できるので、売上集計・管理が楽になった。」などの声が寄せられています。

購入を希望される方、また、お問い合わせは協会事務局・竹内までご連絡ください。

電話 03-3668-2788 FAX 03-3668-2789

支部活動報告

全国各支部で地域社会と連携して実施した諸活動を紹介します

栃木県支部「カクテルカーニバル2018」

5月13日(日) 協会栃木県支部は、県自動車運転代行サービス業協同組合と連携「カクテルナイトカーニバル2018」に参加、協会後援の「SDD全国こども書道コンクール」『社会から飲酒運転なくしたい』という子ども達のメッセージ作品を展示。事故防止啓発・飲酒運転根絶啓発・運転代行の流れ説明のパネル等も展示のほか、交通事故防止、運転代行の違法行為等、口頭説明も。訪れた宇都宮市長から「お酒をふるまうイベントにかかせない代行業者の皆様、市民の為に頑張ってください。」に加え「飲んだら運転代行！車で来られた方は…」と運転代行アピールもいただき、お陰で驚く程多くのお客様が利用されました。



北海道支部「第29回おんこ祭」

7月1日(日) サッポロビール工場でおんこ祭が開催。協会北海道支部は、地元運転代行業者に呼びかけ、飲酒運転根絶・運転代行利用促進活動として「SDD全国こども書道コンクール」作品を展示。運転代行の受付も会場内外合計3ヶ所設置。



作品展見学のお客様から「代行車が待機している事を知らなかった。来年はお願いします。」など、とても嬉しいお声掛けも頂きました。

茨城県支部「泳げる霞ヶ浦市民フェスティバル」

7月16日(月) 第23回泳げる霞ヶ浦市民フェスティバルが行われ、協会茨城県支部・県運転協会土浦支部が参加し無線体験コーナーとオリジナル缶バッジブースを開設。コーナーは、子ども達の無線交信で大盛況！缶バッジ作成は、中山支部長による子ども達のための思い出作りのアイデアです。完成

後お渡しした方の笑顔も印象的。また、空調服(寄贈/雅電設(株))のおかげで猛暑もはねのけ、ステージで支部長を中心に飲酒運転根絶を呼びかけ、啓発チラシも配布しました。



茨城県支部「交通安全事故防止県民運動」

7月20日(金) 茨城県運転代行協会土浦支部は「夏の交通安全事故防止県民運動」街頭キャンペーンに参加、県運転代行協会土浦支部加盟社々員が啓発チラシ・グッズを配布しました。



茨城県支部「土浦キララまつり2018」

8月4日(土) 5日(日)「キララまつり」に協会茨城県支部・県運転代行協会会員が参加。初日に中山支部長が日頃活動を一緒にしている方々と飲酒運転根絶を訴えました。お笑い芸人「チャイム」が司会進行、子ども向け交通安全一問一答で盛り上がりしました。来場の子供達は、将来車を運転しお酒を飲む機会もあるでしょう。この機会に、幼な心に交通安全・飲酒運転根絶の意識が少しでも芽生えてもらえれば大変嬉しく思います。



茨城県支部「秋の全国交通安全運動」

9月21日(金) 協会茨城県支部並びに県運転代行協会土浦支部会員は「うらら大屋根広場」で秋の全国交通安全運動街頭キャンペーンに参加。



本県内の飲酒運転関連交通事故は、全国ワースト上位で、昨年同事故死者は、全国最多。県民一人一人が「飲酒運転は絶対にしない、させない」という強い意志でこの危機を打開しましょう。

栃木県支部 「秋の全国交通安全運動」

9月21日(金) 協会栃木県支部は、県自動車運転代行サービス業協同組合と連携「秋の全国交通安全運動」初日、宇都宮市内幹線道路沿いで、協会支給ティッシュ・チラシ配布。また「シートベルト着用」をハンドボードでドライバーに呼び掛けました。



27日(木) は、同市東署員も同行、幹線道路で交通安全運動活動実施。重点項目「子どもと高齢者の安全な通行の確保、高齢運転者の交通事故防止」に呼応し、保育園に幼児迎えに来た保護者に啓発ティッシュ・チラシ配布。「運転中携帯電話禁止」をハンドボードでドライバーに呼び掛けました。

長崎県支部 第6回運転代行キャラバン隊出発

9月25日(火) 協会長崎県支部(山口支部長)は、県警大村署駐車場で運転代行業者による交通安全及び飲酒運転撲滅を呼びかける運転代行キャラバン隊出発式を行いました。



熊本県支部 熊本市内で飲酒運転根絶活動

9月29日(土) 協会熊本県支部は、熊本市内中心街で「秋の全国交通安全運動」重点項目の「飲酒運転の根絶」活動を実施しました。



石川県支部 「飲酒運転防止キャンペーン」実施

10月11日(水) 小松市内で協会石川県支部(中川支部長)と県運転代行協会々員は、県警小松署員と飲酒運転防止活動。当県支部では、年末の飲酒機会

増加を見据え、同署の協力を仰ぎ「どんどんまつり」会場周辺の清掃も実施、地域密着で飲酒運転根絶に取り組んでいます。



茨城県支部「さわやかフェア2018」

10月21日(日)「あみ商工まつり・さわやかフェア」で協会茨城県支部と県運転代行協会土浦支部会員が飲酒運転根絶啓発グッズを配布。



栃木県支部「カクテルハロウィーン2018」

10月28日(日) 協会栃木県支部は、県自動車運転代行サービス業協同組合と連携「カクテルハロウィーン2018」に参加。協会、組合用意の啓発チラシ・ティッシュ他中央署寄贈の事故防止チラシ等を配布。全国こども書道コンクール作品展示では、板橋支部長が宇都宮市長に直接説明。同市長からお褒めの言葉や運転代行PRもいただき、同支部長は、運転代行の利用方・適正業者の見分け方等を説明。



「SDD全国こども書道コンクール」第7回からは、同市教育委員会に後援を頂いた事を報告。協会加盟の代行車両が待機しており、待たずに運転代行が利用できるとPRも。

栃木県支部 「宇都宮餃子祭り2018」

11月3日(土) 4日(日) 協会栃木県支部は、県自動車運転代行サービス業協同組合と連携「宇都宮餃子祭り2018」に参加。県警宇都宮中央署のブースもあり「協会、組合の事故防止活動大変有難いです。」と。パネルやポスターで「運転代行の利用法」「適正業者の見分け方」をPRしました。



第7回「SDD全国こども書道コンクール」の説明パネルや応募作品も展示し、飲酒運転根絶を願う子ども達のメッセージをアピールしました。

茨城県支部「第42回日立市産業祭」

11月10日(土)11日(日) 協会茨城県支部・県運転代行協会は、日立市産業祭に参加、協会ブースでオリジナル缶バッジを販売。お客様には、注文の缶バッジに加え、飲酒運転根絶非公認ゆるキャラ「中山くん」缶バッジと啓発グッズ・チラシを会場内で配布。事前に許可を得た飲酒運転根絶啓発ポスターを、各所の出展ブースさんにも掲示頂きました。同市での活動は初めてですが、同地区で横行している白タク行為は違法行為である事を来場の皆様に広く訴えることができました。



交通安全講習会

北海道支部「運転代行業者定期講習会」



4月22日(日) 協会北海道支部は、札幌市内で「運転代行業者定期講習会」を開催、第一部で道交通政策局主幹は、業者が遵守事項を良く理解していないと指摘。同支部の様々な活動を高く評価する一方、業界の健全化・発展には、協会の組織率向上が必要とも。AB間輸送の質問には【有償・無償に関わらず完全に違法】になると回答。道警交通部の警部は、

前日に起きた代行業者逮捕事案の教訓として、夜間走行が主の業務なのでハイビーム活用で視界を確保、走行前に「シートベルトを着用下さい。」の一言声かけを要請。ドライブレコーダーによる実際の事故映像検証で要因等の解説も。第二部では、丹澤会長が「道内には、認定業者が多数いるのに、適正化の関心が低いのか参加者が少な過ぎ『協会入会のメリットは?』との心得違いも耳に入る。従業員の最低賃金確保や労働保険加入、損害賠償措置を料金設定に含めるのが当然で、特に随伴車1台の業者の中に事業とは、程遠い経営姿勢の者も目立つので、現在国交省に対し認可基準を3台以上、営業ナンバーも必須にせよと要請中。宮崎県では、行政が協会主催講習会を「集団指導」に代えている事例を紹介。北海道でも官民の接触を増やし「法律や規則」「運転代行の現状」を相互に意見交換し、地域社会とも連携協力しながら業界健全化に取り組み、正当な報酬を得られる業界にすべし。」と結びました。

東京都運転代行事業者適正化協議会勉強会開催



7月9日(月) 協会東京支部長兼都運転代行事業者適正化協議会山口会長は、同協議会第13回定例総会終了後勉強会を開催。招へいされた丹澤会長は「平成5年『全国運転代行協会』発足から25年間業界の意見・要望行政伝達の唯一の窓口として、運転代行業の適正な発展を求め会員と共に活動が続けた。業法施行から16年、昨今料金ダンピング競争が激化、利益確保のため白タク・AB間輸送、無保険、労基法違反が平然と行われ、人手不足、ドライバー高齢化等も大問題。協会が要望してきた最低利用料金の設定が都道府県条例で規定可能と昨年末の閣議決定に至った。今後地域で行政への意見集約が必要となるので、協会に加入し適正化を確立されたい。」と結びました。

「秋田県集団指導」に丹澤会長招へいされる



7月25日(水)26日(木)秋田県主催「集団指導」に丹澤会長が招へいされ、県生活環境部の副主幹兼班長は、開催趣旨と集団指導の目的を述べ、県警大館署と能代署の交通課長が県内運転代行関連事故等について講演。県労働局室長は、保険未加入での労災発生時の事業主罰則等の説明、同室長補佐が労災保険加入の解説、県生活環境部主幹は、立入り等の詳細について講話しました。

栃木県支部「佐野地区自動車運転代行業研修会」



8月27日(月)栃木県・県警本部の共催で「佐野地区自動車運転代行業研修会」を開催。まず研修会の趣旨目的を県警佐野署交通課長が、県交通政策課は、利用者安全確保と適正運営及び代行業者順守事項等の講演。県警本部交通企画課は、業務中の事故防止対策に加え県内交通事故状況や業者備付簿冊の内容説明。次に県警本部の講演依頼で板橋支部長は、県内運転代行業界を全国と対比、随伴車事故発生率が最高水準、原因は「交通法規を守らない」→「守ったら利益が出ない」代行料金の現状。最低料金を設定順守できれば適正な業務運営→事故防止になる。深夜様々な車を運転、飲酒した方を扱い、2名が必要な業務なので、タクシー料金以上の設定を目指したく、料金メーターや業界情報、協会の存在意義にもふれました。

沖縄県支部「最低利用料金の設定に関する講習会」



9月20日(木)沖縄県支部は、条例での最低利用料金規定可能明確化についての国交省の方針発出に先立ち、周知及び意見交換の講演会を開催。

石川県代行協会が総会講演に協会副会長招へい



10月22日(月)石川県代行協会総会において同協会の依頼により当協会辻副会長が講演。依頼のテーマ「全国の代行情勢」「これからの運転代行問題」「公益社団法人の強み」を講演しました。

奈良県支部「運転代行適正化講習会」開催



10月28日(日)奈良支部は、運転代行適正化講習会を開催。支部長開会挨拶に続き、丹澤会長は「協会では全国で様々な活動を展開しているが、行政が示す健全化対策や利用者保護対策も、地域内の事業者の一致団結が公平性確保のために必要なので、協会に加入して組織として地域事業者及びお客様に理解を求める必要がある。」と結びました。また、来賓挨拶としての運転代行に深い理解がある衆議院議員小林先生の秘書並びに県議会議員池田先生の激励の言葉も頂きました。

第二部では、県警本部交通企画課担当者から、県内の交通事故、飲酒運転事故について、県地域交通課担当者から、運転代行業適正化の立入検査監督指導の立場で実施要領等の説明がありました。

滋賀県支部「最低利用料金設定に関する講習会」



11月4日(日)協会滋賀県支部は、滋賀県、同県警本部、ジェイ・ディ共済協同組合等の協力で講習会を開催。国交省の方針発出に先立ち、事業者が今後の方向性を皆で考えるために開催。県警本部交通企画課担当者、県交通戦略課担当者に続き、丹澤会長が「運転代行業界は、長年の料金ダンピング競争で必要な経費も出ない事業者が増加。協会が業界の健全化適正化を行政に訴え続けた結果、この度の国交省の後押しとなった。このチャンスを生かすには、各事業者が唯一の業界団体である協会に加入し組織力で料金の底上げを目指そう！」と訴えました。グループごとのディスカッションも実施し、抱えている悩みや問題点を集約、その場で行政担当者の生の回答を頂きました。